

議第一号

徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百二十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成三十年三月十二日

提出者

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 嘉 | 岡 | 重 | 岸 | 眞 | 井 | 岡 | 岩 | 原 | 丸 | 来 | 杉 | 木 | 元 | 庄 | 高 | 古 |
| 見 | 本 | 清 | 本 | 貝 | 川 | 田 | 佐 | 井 | 若 | 代 | 本 | 南 | 木 | 野 | 井 | 川 |
| 博 | 富 | 佳 | 泰 | 浩 | 龍 | 理 | 義 | 弘 | 祐 | 正 | 直 | 征 | 美 | 昌 | 美 | 広 |
| 之 | 治 | 之 | 治 | 司 | 二 | 絵 | 弘 | 敬 | 二 | 文 | 樹 | 美 | 生 | 彦 | 穂 | 志 |
| 櫛 | 川 | 岩 | 岡 | 須 | 喜 | 中 | 島 | 寺 | 木 | 山 | 西 | 南 | 白 | 黒 | 長 | 長 |
| 本 | 端 | 丸 | 正 | 一 | 多 | 山 | 田 | 井 | 下 | 西 | 沢 | 恒 | 木 | 崎 | 尾 | 池 |
| 正 | 正 | 正 | 佑 | 宏 | 見 | 俊 | 正 | 正 | 正 | 国 | 貴 | 生 | 春 | 章 | 哲 | 文 |
| 孝 | 義 | 史 | 樹 | 仁 | 思 | 雄 | 人 | 邇 | 功 | 朗 | 朗 | 生 | 夫 | 章 | 見 | 武 |

徳島県議会議長

木南

征美殿

徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に  
関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に  
関する条例（平成十四年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三十九人」を「三十八人」に改める。

第二条の表中

|         |
|---------|
| 美馬第一選挙区 |
| 美馬市     |

|    |   |          |
|----|---|----------|
| 二人 | を | 美馬選挙区    |
|    |   | 美馬市及び美馬郡 |

二人に改め、美馬第二選挙区の項を削る。

### 附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

### 提案理由

平成二十七年国勢調査の結果による人口変動等に鑑み、徳島県議会の議員の定数並びに  
選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、所要の改正を行う必要がある  
。これが、この条例案を提出する理由である。

議第二号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成三十年三月十二日

提出者

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 嘉 | 岡 | 重 | 岸 | 眞 | 井 | 岡 | 岩 | 原 | 丸 | 来 | 杉 | 木 | 元 | 庄 | 高 | 古 |
| 見 | 本 | 清 | 本 | 貝 | 川 | 田 | 佐 | 井 | 若 | 代 | 本 | 南 | 木 | 野 | 井 | 川 |
| 博 | 富 | 佳 | 泰 | 浩 | 龍 | 理 | 義 | 弘 | 敬 | 二 | 文 | 直 | 征 | 章 | 昌 | 美 |
| 之 | 治 | 之 | 治 | 司 | 二 | 繪 | 弘 | 敬 | 二 | 文 | 樹 | 美 | 生 | 彦 | 穂 | 志 |
| 榎 | 川 | 岩 | 岡 | 須 | 喜 | 中 | 島 | 寺 | 木 | 山 | 西 | 南 | 白 | 黒 | 長 | 長 |
| 本 | 端 | 丸 | 佑 | 見 | 多 | 山 | 田 | 井 | 下 | 西 | 沢 | 南 | 木 | 崎 | 尾 | 池 |
| 正 | 正 | 正 | 一 | 宏 | 俊 | 正 | 正 | 正 | 功 | 国 | 貴 | 恒 | 春 | 春 | 哲 | 文 |
| 孝 | 義 | 史 | 樹 | 仁 | 思 | 雄 | 人 | 人 | 功 | 朗 | 朗 | 生 | 夫 | 章 | 見 | 武 |

徳島県議会議長

木南征美殿

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
条例

第一条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年  
徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ  
うに改正する。

第五条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五  
」を「百分の百七十二・五」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日  
から施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関  
する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十九年十二月一日から適  
用する。

3 第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関  
する条例の規定に基づいて平成二十九年十二月一日からこの条例の施行の日の前日まで  
の間に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末  
手当の内払とみなす。

#### 提案理由

国会議員の期末手当が改定されたこと等に鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当につ  
いても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。